

■報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
～19号

【要旨】

町道等において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

○報告第16号

発生場所	四万十町茅吹手 町道里川屋敷線
概要	平成25年8月11日午後1時00分頃、自動車で町道里川屋敷線を走行中、道路脇の山手から落石があり、その落石により車体を損傷したものの
専決処分日	平成25年9月25日
賠償金額	94,185円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

○報告第17号

発生場所	四万十町戸川 町道戸川日吉線
概要	平成25年9月14日午前9時00分頃、町道戸川日吉線を自動車で行く途中、道路に直径15cm程の落石があり、取り除く作業をしている際に、新たな落石が発生し、その落石により車体を損傷したものの
専決処分日	平成25年10月28日
賠償金額	107,950円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

○報告第18号

発生場所	四万十町琴平町 町立窪川小学校地内
概要	平成25年9月21日午前10時00分、所有の自動車で行く町管理施設（窪川小学校）敷地内を走行中、横断溝のグレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したものの
専決処分日	平成25年11月6日
賠償金額	36,800円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

○報告第 19 号

発生場所	四万十町広瀬 町道広瀬線
概 要	平成 25 年 10 月 8 日午後 10 時 30 分頃、町道広瀬線を自動車で走行中、道路上の落石に乗り上げ、車体を損傷したもの
専決処分日	平成 25 年 11 月 27 日
賠償金額	32,823 円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)